

食品安全委員会（第672回会合）議事概要

日 時：平成29年11月7日（火） 14：00～14：19

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 1名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1品目

高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1、除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統及び除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に食品健康影響評価が終了した除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統及び除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統を掛け合わせた品種を除く。）

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

→担当委員の吉田委員から説明。

本件については、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられる。このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められることとされるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わず、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルエンスルホン」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

「フルエンスルホンの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.33 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品及び飼料添加物「センデュラマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「センデュラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.003 mg/kg 体重／日と設定した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。